
浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター
施設整備運営事業
対面的対話議事録

平成29年7月6日
浜松市

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	項目名	確認内容	確認の意図	回答
1	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	入札説明書9	新清掃工場運営費の算定方法	正確に搬送量を計測できる方法とありますが、搬送量の意味は、搬送方法は限定せずに、新破碎処理センターでの資源化量を除いた残渣を新清掃工場が受入れした重量との理解でよろしいでしょうか。	搬送量の意味についての確認	理論的に日々正確な搬送量が計測できる方法としてください。搬送方法は限定しません。
2	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	入札説明書11	契約先の変更	入札説明書29頁、第8章、5 電力に係る契約について「電力に係る契約については、買電に係る契約者はPFI事業者、～～」および、別紙5 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方、2 契約先の変更、買電に係る契約「～～ただし、変更によって生じる費用の増加についてはPFI事業者の負担とする」の考え方は、 ①PFI事業者が買電契約先の決定権があり、PFI事業者の意図で買電契約先を変更した場合、費用の増加はPFI事業者が負担すると理解してよろしいでしょうか。 ②一方、御市のご指示、あるいは契約先の破綻などPFI事業者の意図によらずに契約変更を行い、費用が増加した場合は御市のご負担と理解してよろしいでしょうか。	買電の費用に係る確認	①貴見のとおりです。 ②具体的には該当する事象が発生した際に、協議により対応を決定します。
3	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	入札説明書11	主灰又はスラグ・メタルを資源化できなかった場合の措置	60,000円/tは資源化できなかった場合のペナルティとのご回答ですが、資源化できない場合でも市の最終処分場では受入しないため、PFI事業者で処分費用を負担した上で市にペナルティをお支払すればよろしいでしょうか。	資源化できなかった場合の措置に関する追加確認	貴見のとおりです。
4	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	要求水準書1	工事範囲	本事業施設で使用するライフライン(上水道、電話、インターネット回線、工所用電気等)はいつ頃の施工・設置をご予定でしょうか。 特に上水道は、原設計において管理用道路、アプローチ道路に埋設管等の計画がありませんが、今後ご計画されるのでしょうか。計画がある場合、いつ頃の施工を予定されているのでしょうか。 また、アプローチ道路へ接続する県道、市道への上水の敷設等もあるのでしょうか。	工事のインフラに係る施工予定日に係る確認	工所用電気等の工事に係る仮設物は事業者が用意するものです。その他については試運転(平成35年9月末)までに市が設置します。 上水については、アプローチ道路の詳細設計と同時期に水道設計を行い施工計画を含め、調整していきます。 アプローチ道路にいたる県道、市道にも新たに上水を敷設しますが、拡幅部への敷設を基本としますので、上水道工事中でも通行可能と考えています。施工時期については未定です。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	項目名	確認内容	確認の意図	回答
5	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	要求水準書2	官公署等への申請	PFI事業者は「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」同要綱・個別基準に準ずる各課協議が必要とありますが、その他許認可等も含め事業者が必要となる協議等につきましては、内容により貴市のご協力・ご同席をお願いいたします。	申請に係る協力をお願い	協力・同席します。
6	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	要求水準書3	本件事業に必要な行政手続き	貴市が行う行政手続きとして「林地開発協議、立地調査、特定地域内工作物、FSC認証除外、法定外公共物用途廃止、道路占用、河川占用」等ございますが、これらの行政手続きは、議会議決日(平成30年2月)までに完了するという理解でよろしいでしょうか。完了しない場合、各行政手続きの完了予定等をご教示頂けましたら幸いです。	各行政手続きの完了予定日に係る確認	道路占用、河川占用については、詳細設計の完了後に協議を進めます。その他については議会議決日までに完了する予定です。
7	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	要求水準書3	—	用地取得完了から6ヶ月間を見込むよう、ご回答をいただきましたが、提案時点では、アプローチ道路は平成31年10月から着工できるものと考えてよろしいでしょうか。	アプローチ道路の着工時期の確認	用地取得は用地調査完了後に行います。提案時は設計、測量完了から6ヶ月としてください。
8	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	要求水準書9	試運転	試運転期間中に貴市の最終処分場で受入可能なものは、飛灰処理物のみとの理解でよいでしょうか。また貴市最終処分場の受入基準は、要求水準書P21,22記載の飛灰処理物の溶出基準とダイオキシン類含有基準のみとの理解でよいでしょうか。	試運転期間中の対応に係る確認	貴見のとおりです。
9	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	要求水準書15	一般搬入用受入ヤード	ご回答③にて貴市が設置する容器のサイズをご教授いただきましたが、容器数は各1個での理解でよろしいでしょうか。すなわち、びんは無色、茶色、その他の3個、かんは1個、小型家電1個、蛍光管1個の計6個でしょうか。また、これらの横持ち作業も本件事業の範囲に含まれると考えてよろしいでしょうか。ちなみに、「かん」は受入後、どの様に取り扱えばよろしいでしょうか。	容器数に係る確認	受入対応できるスペースを確保してください。また、それらの横持ち作業も本件事業に含まれます。ちなみに、「かん」については、本件施設への搬入品目には含まれておりませんが、直接持込での搬入は考えられることから、「かん」のボックスの設置スペースも用意してください。集まった「かん」は、古紙・古布、みどりのリサイクルの保管スペースに保管し、市へ引渡してください。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	項目名	確認内容	確認の意図	回答
10	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	要求水準書 15	一般搬入用受入ヤード	古布・古紙、みどりのリサイクルはPFI事業者の対象事業でないとありますが、一方、容器等の設置スペースを確保とあります。これはどのような運用をお考えでしょうか。設置スペースは屋外でもよろしいでしょうか。	一般搬入用受入ヤードに係る追加確認	古布・古紙、みどりのリサイクルについては、市の所掌となります。設置スペースについては一般搬入用受入ヤードと別スペースとし、屋内・屋外を問いません。
11	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	要求水準書 20	温湿度条件	気象庁天竜観測所の過去30年間の平均気温は「最高気温：32.5℃、最低気温：0.5℃」と発表されており、空調設備の設計基準である「建築設備設計基準(平成27年度)公共建築協会」の浜松市の設計温度条件は夏季(冷房時)33.9℃、冬季(暖房時)2.0℃と気象庁発表の過去30年間の平均気温と近似しています。今回要求水準書に記載されています「外気条件の乾球温度が夏季40.6℃、冬季-6.7℃」の設定は、気象庁天竜観測所で観測された過去の最高気温(1994年8月：40.4℃)、最低気温(1983年1月：-6.7℃)であると推測します。外気温度条件は設計・建設期間で6年、運営まで約7年ありますので設定方法等は、契約締結後の協議とさせていただきます。	設計条件に係る再確認	建築設備設計基準(最新版)によることとします。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	項目名	確認内容	確認の意図	回答
12	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	様式集 4	—	<p>PIRRについて、設備投資額(※)、(※)建設中金利、開業時公租公課を含み、補助金を除くとされていますが、補助金の除き方を具体的に御教授いただければSPCのキャッシュフローが作成できないため、御教授ください。</p> <p>ここでの補助金が交付金を指しているとした場合、年度毎の出来高で発生する交付金は、貴市から事業者を支払われないもの、事業者から下請け業者にも交付金部分は支払わないものと考えて算出するのでしょうか？若しくは、交付金は当該年度分が翌年度初め支払いのため、当該年度交付金分と翌年度出来高分の交付金を相殺して算出するのでしょうか？前者は支払われないものとしての算出、後者は支払われた場合での算出として質問させていただきますが、どちらにしても複雑な計算を伴い、貴市の確認も煩雑になるものと思料いたします。</p> <p>なお、内閣府が公表されている以下の計算式を採用される場合もあります。こちらの計算式は、補助金を除くことがなく、貴市にとりましても明快でわかりやすい算出内容が確認できるため、こちらの採用をご検討頂けないでしょうか。</p> <p>PIRR 初期投資額 = $\sum (n\text{年度に発生する出資者及び融資する金融機関等に帰属するキャッシュフローの合計額} / (1 + \text{PIRR}) n)$</p>	PIRR算出における交付金の取扱に係る確認	PIRRの算出については、「初期投資額 = $\sum (n\text{年度に発生する出資者及び融資する金融機関等に帰属するキャッシュフローの合計額} / (1 + \text{PIRR}) n)$ 」とします。
13	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	落札者決定基準 2	資金調達方法(出資、借入、調達条件等)と資金調達の確実性	<p>資金調達について、施設整備費の民間資金(整備割賦払金)は、金融機関からのプロジェクトファイナンスのみと明確に示されています。この民間資金について、ご回答の金融機関等からの出資等、プロジェクトファイナンス以外の資金調達がなされると、資金供給元の企業の全社的な事業リスクを本事業に内包することになり、プロジェクトファイナンスにはならないかと思います。</p>	資金調達に係る再確認	外部から資金調達を行う場合は、プロジェクトファイナンスとしてください。コーポレートファイナンスは、認めません。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	項目名	確認内容	確認の意図	回答
14	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	事業契約書(案) 4	発注者による完成確認	市税である固定資産税は免税とのことですが、県税である不動産取得税がアプローチ道路・高架橋・造成工事完了部分等が貴市引渡し前に完成したと見なされて課税される可能性が生じた場合は部分引渡しをお認め頂けませんでしょうか。そうでない場合、こうした課税リスクを、本事業費に反映することになり事業費増大につながります。事業者が貴市引渡し前に一時的に所有者になることによる課税額に伴う事業費増大は避けたいと考えます。	引き渡しに際して必要となる税金に係る再確認	不動産取得税は非課税となります。
15	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	事業契約書(案) 18	工事完工日後の受注者の債務不履行等による解除	第10条第1項2号では、運営期間の契約保証金は、運営業務に係る対価を20で除した額の100分の10以上としているのに対し、第71条3項の違約金を整備割賦払金の償還表の残存価格の100分の10とする理由をご教示ください。 質疑回答(事業契約書(案) 18 No61)では、違約金との相殺ができる旨いただいております、本費用に関する過剰な積み増し等の懸念があるためです。	金融機関との調整のための確認	貴見の主旨を踏まえ、事業契約書(案)を修正します。
16	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	事業契約書(案) 21	対価の算定方法	建設一時金払いの対象となる「②その他費用」に該当する費用を詳しく御教授ください。循環型社会形成推進交付金交付取扱要領に定められた交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲のマテリアル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設で挙げられていない、SPCの設立費用、設計・建設期間のSPCで生じる費用、SPCの建設中の借入金金利等の金融費用と考えれば宜しいでしょうか？ また、「②その他費用」は事業者側で財源を手配し、貴市の支払いは整備割賦払金と考えて宜しいでしょうか？	その他費用の内容に係る確認	その他の費用とは、設計・建設業務以外の費用です。 この費用には、民間資金を充当してください。
17	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	事業契約書(案) 22	対価の支払い方法	出来高は10分の9以内の額を支払いとされていますが、具体的な①支払いの財源、②支払いスケジュールを御教授ください。 ①は、交付対象、交付対象外ごとに、交付金、起債、民間資金のどの部分が10分の9で支払われるのでしょうか？ ②は10分の1分は、いつ、どの財源(交付金、起債)で支払われるのでしょうか？	対価の支払い方法に係る確認	①10分の9の財源には、交付金、起債を優先的に含めます。 ②10分の1のうち、民間資金調達以外のものは工事完了年度に支払います。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	項目名	確認内容	確認の意図	回答
18	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	事業契約書(案) 22	対価の支払い方法	出来高は10分の9以内の額の支払いで交付金の前受の懸念を抱いていますが、環境省には確認済みと理解して宜しいでしょうか？	対価の支払い方法に係る確認	10分の9の財源には、交付金を優先的に含めるため、前受の状況にはなりません。
19	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	主灰運搬三者契約書(案) 1 主灰資源化三者契約書(案) 1	主灰運搬、主灰資源化に係る対価の支払	第1回質問回答において、御市から直接、資源化費用、運搬費用を主灰資源化事業者、主灰運搬事業者へお支払いいただきたい、との質問に対し、契約書(案)のとおりとのご回答をいただきました。しかし、この場合御市からSPCへ支払われるためにSPCは代理受領になります。そのため、①御市から主灰運搬事業者、主灰資源化事業者へ直接お支払いいただく、もしくは②御市、SPC、資源化(運搬)事業者の三者契約ではなく、御市と資源化(運搬)事業者の二者契約に変更していただきたく、ご検討の程よろしくお願いたします。先行事例でも、廃掃法の再委託禁止の関連から自治体様と主灰資源化(運搬)事業者の二者契約のケースが多く、また代理受領の場合、SPCが破綻した際には履行済みの対価である資源化費用、運搬費用が金融機関に差し押さえられる恐れがあります。	主灰の運搬、資源化に係るサービス購入料の流れの変更に係るお願い	契約書(案)のとおりです。本スキーム(三者契約としつつSPCに事務手続きや取次を行わせること)は、問題ない旨を確認しています。
20	入札説明書	27	3 入札書	入札時の書類(様式14等)には内訳書が含まれておりませんが、入札参加者より様式の内訳書を提出した方がよいでしょうか。内訳書がない場合、入札時の積算から実施設計を行う中での変更協議等は何を基に行うのでしょうか。実施設計確定時には各工事の積算内訳書を提出するため、出来高、変更協議等はこの内訳書を基に行われることは理解しましたが、その前の段階での変更に関する前提がないと思われれます。また、入札時に内訳書を提出した場合、実施設計における内訳書の同じ単価項目については、仕様等変更がなければ入札時の単価が採用されるのでしょうか。	変更協議のための確認	アプローチ道路・橋梁工事を除き、全て内訳書を提出してください。アプローチ道路・橋梁工事については詳細設計の完了後に内訳書を提出してください。ただし、これらの費用については、「入札時の価格」<「詳細設計時の価格」となることを認めないものとしますので、提案に際しては、御注意ください。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	項目名	確認内容	確認の意図	回答
21	入札説明書	27	3 入札書	アプローチ道路、橋梁工事については落札者決定後、詳細設計を行うため、基本設計での数量から大きく変わる可能性があります。 ①数量の増減が大きくなるよう、できる範囲で詳細設計を実施する等、詳細設計後を想定した数量で入札すればよろしいでしょうか。 ②詳細設計後、数量が確定した段階（積算内訳書の提出）で入札時からの変更については精算していただけるとの認識でよろしいでしょうか（そのためにも確認事項No.17のように入札時には内訳書が必要かと思えます）。	変更協議のための確認	①貴見のとおりです。なお、それら積算根拠を添付資料にて提出する提案を可とします。 ②工事完了後の数量確定時に精算します。
22	入札説明書	37	交付金、起債等の算定	建設一時払金（起債）の対象には、起債対象事業費に係る消費税も含まれますでしょうか。	消費税に係る確認	含みます。
23	入札説明書	38	ア 新清掃工場運営費の算定方法	不燃残渣を処理する場合、変動費の対象となりますでしょうか。その場合、各支払期の処理量（実績値）は入札説明書38頁の※2にあるとおり、可燃残渣と不燃残渣の合計を計量機能付きコンベヤにより計量したデータを用いることでよろしいでしょうか。	変動費の算出に係る確認	貴見のとおりです。
24	入札説明書	44	設計変更（土木工事）	本リスク分担表に記載の設計変更（土木工事）注3は、アプローチ道路に関しても同様に御市が測量調査・設計した内容から見直し又は変更が生じた場合には、精算の協議を行う予定と理解してよろしいでしょうか。合わせて、工期についても協議いただけると理解してよろしいでしょうか。 ちなみに、アプローチ道路の設計に係る提案範囲について、線形の変更、入り口の変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	アプローチ道路の設計変更に係る確認	貴見のとおりです。 アプローチ道路の設計に係る線形、入口の変更については、地権者及び環境影響評価の制限があるため、極めて軽微な範囲に限ります。
25	要求水準書	6	ク(ア) 敷地の範囲	本工事における敷地境界線とは、添付資料1に記載にあります事業予定地と考えてよろしいでしょうか。	敷地境界に関する確認	貴見のとおりです。
26	要求水準書	7	イ 設計・建設業務の概要 (ア) 設計・建設を行う施設 h 屋外開閉所	屋外開閉所の設置場所は、添付資料4「所掌区分図（標準案）修正版」に記載されている造成面内の任意の場所に計画できるものと考えてよろしいでしょうか。	設置場所の確認	貴見のとおりです。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	項目名	確認内容	確認の意図	回答
27	要求水準書	7	イ 設計・建設業務の概要 (ア) 設計・建設を行う施設 h 屋外開閉所	電力会社殿との財産分界と施工区分は電力会社殿の規定に従い需要場所内（屋外開閉所内）と考えてよろしいでしょうか。	責任分界点の確認	貴見のとおりです。
28	要求水準書	7	イ 設計・建設業務の概要 (ア) 設計・建設を行う施設 h 屋外開閉所	造成面内に電力会社殿の鉄塔を設置するお考えでしょうか。その場合、鉄塔の設置に必要な敷地面積を含めて計画内容をご教示願います。	電力会社との状況の確認	現在、設置は考えていませんが、詳細は電力会社との協議によります。
29	要求水準書	11	イ 設計・建設業務の概要 (ウ) 新破碎処理センターの基本条件 b 処理方式	要求水準書に対する質問回答No.7で、マットレスの処理について、搬出先も含めて提案とのご回答を頂いております。マットレスは処理不適物とし、処分に要する費用は御市のご負担ということでもよろしいでしょうか。	マットレスの処理に係る追加確認	マットレスの処理方法は提案によりますが、資源物として処理する場合は外部委託を可とします。
30	要求水準書	20	セ 公害防止基準 (ウ) 騒音基準	敷地境界の場所は環境影響評価準備書（平成29年1月）に記載の対象事業実施区域（約43ha）でよろしかったでしょうか。敷地境界の明確化のため再確認です。	敷地境界に係る確認	貴見のとおりです。
31	要求水準書	59	ア ストーカー方式（主灰の外部資源化） (エ) 助燃装置 c 燃料移送ポンプ	「(c)他設備への移送がある場合は、それぞれに必要な容量のポンプ、サービスタンク等を設けること。」とありますが、助燃装置と非常用電源設備とを共通のポンプにしてもよろしいでしょうか。	設計条件に係る確認	助燃装置と非常用電源設備は、別々に設置してください。
32	要求水準書	66	ア 集じん装置 (ア) バグフィルタ	「d 本体外壁の材質は、耐硫酸腐食鋼」とありますが、硫酸露点温度を考慮した保温厚及びヒータにより、SS400を採用してもよろしいでしょうか。	設計条件に係る確認	同等以上のものであり、それを立証するものがあれば可とします。
33	要求水準書	67	オ 無触媒脱硝装置	「(ウ)使用薬剤は、アンモニア又は尿素とすること。」とありますが、アンモニアを採用する場合は、アンモニアポンベ式を採用してもよろしいでしょうか。	設計条件に係る確認	貴社の提案を可とします。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	項目名	確認内容	確認の意図	回答
34	要求水準書	69	キ 煙道	「(エ)ろ過式集じん器以降は、耐硫酸腐食鋼を基本とすること。」とありますが、硫酸露点温度を考慮した保温厚とすることで、SS400を採用してもよろしいでしょうか。	設計条件に係る確認	同等以上のものであり、それを立証するものがあれば可とします。
35	要求水準書	73	イ 環境集じん装置	「(イ)集じんダストは焼却又は溶融すること。」とありますが、本装置で集じんしたダストは飛灰処理設備で処理するものとしてよろしいでしょうか。	環境集塵装置に関する確認	貴社の提案を可とします。
36	要求水準書	91	ア 一時保管用ストックヤード	本ヤードに貯留する、「収集運搬に使用するコンテナ」とは、びん等の収集に使用されているプラスチックコンテナと考えてよろしいでしょうか。	保管スペースを確保するための確認	貴見のとおりです。ただし、プラスチックコンテナではないものもあります。例えば、乾電池はバケツ状の保管容器もあります。
37	要求水準書	91	ア 一時保管用ストックヤード (イ)	別途、収集運搬に使用するコンテナ等の保管スペースとして、400m ² を確保とありますが、このコンテナ等とはどのようなものでしょうか。また、それらの洗浄作業も本件事業に含まれるのでしょうか。質問への回答（第1回）要求水準書15No.72にある設置スペースが該当するとの理解でよろしいでしょうか。	設計条件に係る確認	前段：収集運搬に使用するコンテナ等です。なお、コンテナの洗浄作業は不要です。 後段：第1回質問回答書の要求水準書のNo.72の回答にある設置スペースとは別です。
38	要求水準書	94	ウ 特別高圧受変電設備 (イ) 特別高圧変圧器	「d 電力引込に関する条件及び系統連系要件については、電気事業者と詳細に協議を行い、設計に反映すること」と記載がありますが、受電用遮断器の定格遮断電流値及び特別高圧変圧器のインピーダンス値について電力会社殿からの指定値があればご教示願います。	電気設備の設計条件に係る確認。 中部電力管内は、154kVの場合、都度協議のため確認。	インピーダンス値については、電力会社と連携検討を行える段階ではないため、未定です。
39	要求水準書 【添付資料12】	—	計量・車両条件一覧	パターン17 鉄くず等の搬出について記載がありますが、この鉄くず等の性状は例えば金属製のロッカーなど破碎・選別処理をしなくても、資源化業者に引取られるものと解釈してよろしいでしょうか。 また、必要なスペースは脱着式コンテナ1基分を見込めばよろしいでしょうか。	鉄くずの搬出に係る確認	性状が鉄くず等と同等のものであれば、破碎選別処理は必要ありません。 必要なスペースについては提案によります。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	項目名	確認内容	確認の意図	回答
40	要求水準書 【添付資料29】	—	アプローチ道路 道路パトロール	「才 緊急措置や詳細調査の上での補修計画等が必要となる場合は、浜松市と協議する。」との記載があります。舗装のオーバーレイ等が必要となった場合は、費用も含めて御市と協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	アプローチ道路の維持管理に関する確認	要求水準書に記載のとおり、本件事業については、「本要求水準書に記載された事項は、設計・建設及び運営業務における基本的部分について定めたものであり、これを上回って設計・建設することを妨げるものではない。本要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設を設計・建設し、運営・維持管理するために必要と思われるものについては、全てPFI事業者の責任において完備し、遂行すること。」です。ただし、通常想定し得ない事態が生じた場合には、協議により対応を決定します。
41	要求水準書 【添付資料30】	—	アクセス道路	アクセス道路の設計図面には歩道がありません。一方、要求水準書P124 eに「事業用地への進入道路には徒歩及び自転車によるアクセスに考慮し歩道等を設けること。」とありますが、歩道は不要ではないでしょうか。また夜間照明も含まれていないため不要という理解でよろしいでしょうか。	設計条件に係る確認	アプローチ道路に歩道は不要ですが、両側75cm以上の路肩を確保してください。夜間照明については提案によります。
42	要求水準書 【添付資料31】	2-5-2	下部工 概算工事費	橋梁下部工事の数量がコンクリート体積以外不明です。鉄筋、型枠、足場、土工等、概算工事費算出に必要な数量をご教示願います。	工事費算出のための数量の取り扱いに関する確認	添付資料31は橋梁予備設計であることから、鉄筋、型枠、足場、土工等の数量は算出していません。各社にて提案してください。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	項目名	確認内容	確認の意図	回答
43	様式集 (Excel版)	—	第16号-3-2(別紙2) 操炉計画	<p>ごみ質出現確率のごみ質①～⑦、および搬入ごみ量は、破碎可燃物を含み、新破碎処理センターで発生する不燃残渣を含まない値が示されています。また、「注2：様式のフォームは変更しないこと。また、黄色の網掛け部分以外数値は変更しないこと。」とあります。比較の条件を揃えるため、不燃残渣を新清掃工場で処理する場合としない場合にかかわらず、焼却炉（あるいは熔融炉）に投入されるごみ質は、一律ごみ質①～⑦、投入量の合計は要求水準書表2-2計画処理量（106.945ton/年）として、発電量、消費電力量を算出すればよろしいでしょうか。</p>	提案条件の統一に係る確認	<p>提案内容と整合がとれた発電量等を算出してください。 なお、不燃残渣を処理する場合のごみ量に対応した同様式を改めて配付しますので、不燃残渣を新清掃工場で処理する場合には、その様式を活用してください。また、その場合（不燃残渣も併せて処理する場合）の低位発熱量は、提案によるものとします。運営時における売電量に係るペナルティについては、当該様式を基に算出するものとし、発熱量は、提案のあった低位発熱量をを基本とするため、適切な値を提案するよう注意してください。</p>
44	様式集 (Word版)	—	様式第16号-4-1 運転体制	<p>①記載内容自由（本様式 A4版・縦 2ページ） ②全体組織体制（本様式 A4版・縦 2ページ） ③新清掃工場の運転管理体制（本様式 A4版・縦 2ページ） ④新破碎処理センターの運転管理体制（本様式 A4版・縦 2ページ） とありますが、提案項目には各々の設問で体制をご提案することとなっているため、本項目では、上記③④の内容で2ページとし、その他参考内容等をお示しする場合には、添付資料とさせていただきます。</p>	提案方法に係る確認	<p>規定するページ数以内の提案としてください。</p>

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	項目名	確認内容	確認の意図	回答
45	事業契約書 (案)	1	前文	<p>●事業者契約書(案)において、『浜松市様＝発注者』、『PFI事業者＝受注者』として書類は作成されております。</p> <p>●入札説明書(P7 第3章)においては、構成員より『各工事に係る監理技術者』を配置するようになっております。</p> <p>●要求水準書(P37,P38 第2章)において、『PFI事業者は建設業法に規定される監理技術者を配置する』となっております。</p> <p>以上の条件から、下記の件についてご教示願います。</p> <p>①、建業法では、『監理技術者』は『発注者から直接請け負う建設業者が入札の申込のあった日以前に3か月以上の雇用関係にある必要がある』とあります。PFI事業者 (SPC)を御市からの受注者とした場合、『PFI事業者 (SPC)＝元請け』、『構成員＝1次下請け』となりSPC設立時期が契約後となるため、建業法の要求事項を満足できない恐れはないでしょうか。『PFI事業者 (SPC)＝事業者』、『構成員＝受注者』と考えればよろしいでしょうか。</p> <p>②、上記①の考えでよい場合、『統括工事責任者』は構成員企業から有資格者を適切な時期にPFI事業者 (SPC)に出向させて配置するとの考えでよろしいでしょうか。また、『各工事の統括工事責任者』は『各工事の監理技術者』の所属企業と異なってもよろしいでしょうか。</p> <p>③、上記①の考えて間違いの場合、御市、PFI事業者、構成員の3者の建築業法における関係についてご教示願います。</p>	浜松市、PFI事業者、構成員企業に係る関係法令との関係、技術者の配置方法に係る確認	<p>①SPCと構成員の関係は、SPC＝発注者、構成員＝受注者となるため、3ヶ月以上の雇用条件は満たせませす。</p> <p>②「統括工事責任者」については、代表企業からPFI事業者 (SPC) に所属する形で配置してください。また、「各工事の監理技術者」については、PFI事業者 (SPC) から各工事を請け負う構成員より配置してください。なお、「各工事の統括責任者」の配置は、特に規定等を設けていないため、提案によるものと考えます。</p>
46	事業契約書 (案)	30	工事完工日後の受注者の債務不履行等による解除	<p>第3項に「～、受注者は、別紙9に定める整備割賦払金の償還表の残存価値の100分の10に相当する違約金を、発注者に対して支払う。」とありますが、第10条 (契約保証金) 第1項 (2) には、運営期間中の契約保証金として運営業務に係る対価を20で除した額の100分の10以上の金額と記載されています。</p> <p>通常、違約金と契約保証金は同額となるものと考えますので、違約金額を第10条の契約保証金額に合わせた修正をお願いいたします。</p>	金融機関との調整のための確認	貴見の主旨を踏まえ、事業契約書 (案) を修正します。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	項目名	確認内容	確認の意図	回答
47	事業契約書 (案)	44	保証	<p>本様式では、保証人を「本件事業の設計・建設を担当する」ものを総称する「建設事業者」としているため、保証人には「本件施設の土木工事の設計・建設を行う者」、「本件施設の建築物の設計・建設を行う者」および「本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者」が含まれていると思料します。一方、本様式第1条では保証人に対し「瑕疵担保責任」並びに「性能保証義務」を事業者と連帯して市に保証する、とされています。性能保証については、「本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者」に限定される内容ですので、第1条を以下の通り変更していただけないでしょうか？ (修正案)</p> <p>第1条 保証人のうち、〔本件施設の土木工事の設計・建設を行う者〕及び〔本件施設の建築物の設計・建設を行う者〕は、本事業契約第41条に基づく事業者の市に対する瑕疵担保責任を事業者と連帯して市に保証する。 2 保証人のうち、〔本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者〕は、本事業契約第41条に基づく事業者の市に対する瑕疵担保責任並びに第42条に基づく性能保証義務を事業者と連帯して市に保証する。</p>	契約内容に係る確認	貴見の主旨を踏まえ、事業契約書(案)を修正します。

※ 対面的対話により次の資料を修正し、HPに公表していますので御確認ください。

書類名	修正頁	修正点	備考
入札説明書	16	契約保証金に関すること	
契約書	5, 6, 29, 30, 31	契約保証金と違約金に関すること	
	44	保証人に関すること	
様式集(excel版)	第16号-3-2(別紙1)、(別紙2)	新破碎処理センターの不燃残渣を新清掃工場で処理する場合の電力収支及び発電効率の様式について	先に公表していた【不燃残渣を処理しない場合】の様式についても、あわせて修正したため、不燃残渣処理の有無に関わらず今回公表された様式を使用してください。